

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年7月4日	みなと観光バス株式会社(法人番号 6140001002604)代表者松本浩之	兵庫県神戸市東灘区向洋 町東1丁目4	本社	兵庫県神戸市東灘区向洋町東1丁目4	輸送施設の使用停止 (30日車)	道路運送法第16条第1項	令和6年3月25日及び同年4月8日、苦情を端緒に調査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反【事業計画違反】(道路運送法(以下、「法」)第16条第1項)(2)事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反【運行計画違反】(法第16条第1項)(3)早発の禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則第12条)	3	3
令和6年7月11日	南海バス株式会社(法人番号 4120001098852)代表者鈴木一明	大阪府大阪市中央区難波 5丁目1番60号	堺	大阪府堺市堺区戎島町4丁目1番地	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年2月1日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【一部実施不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第1項)(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)(3)運行管理者の指導監督義務違反【指導監督不適切】(運輸規則第48条の3)	3	1
令和6年7月26日	丹後海陸交通株式会社(法人番号 1130001040543)代表者武田浩彦	京都府宮津市宇新浜1991 番地1号	バス	京都府与謝郡与謝野町字上山田641番 地1号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年6月7日、法令違反の疑いを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反【未実施】(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項)	7	0
令和6年7月26日	京都市交通局(法人番号 2000020261009)代表者北村信幸	京都府京都市右京区太秦 下刑部町12	烏丸営業所	京都府京都市北区小山上総町49番地 1号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年5月10日、事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0